後期高齢者医療制度のお知らせ

◆平成23年度の保険料

後期高齢者医療制度は、被保険者(加入者)の皆さまにご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆さまが将来にわたって安心して医療を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料をお支払いいただきますようお願いします。

☆平成23年度の保険料額につきましては、7月に個別にお知らせしますので、ご確認ください☆

◆平成23年度の計算方法(保険料率は、平成22年度と変わりません)

均等割 【1 人あたりの額】 **4 0, 0 7 8 円** **所得割** 【本人の所得に応じ 十 た額】 (平成22年中の所得 -33万円) ×9.33% 1年間の保険料

(100円未満切り捨て)

- ○1年間の保険料の上限額は50万円です。
- ○年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

◆新しい保険証(被保険者証)の交付について

現在ご利用の保険証(被保険者証)は平成23年7月31日が有効期限です。新しい保険証は7月中に送付します。

国民健康保険のお知らせ

◆届け出は14日以内に

次の場合は必ず届出を

- ●国保に加入するとき
- ◇転入したとき
- ◇退職などにより職場の健康保険をやめたとき
- ◇子どもが生まれたとき

●国保をやめるとき

- ◇転出するとき
- ◇就職などにより職場の健康保険に加入したとき
- ◇被保険者が死亡したとき

会社の健康保険に加入した後、新しい保険証が届かないからといって、国保の保険証を使って病院に受診した場合は、国保が負担した分の医療費を後日お返しいただくことになります。

また、会社などの健康保険に加入後、国保をやめる届出をしていない場合は、**会社の保険料と保 険税を**二重に支払ってしまうことがありますのでご注意ください。

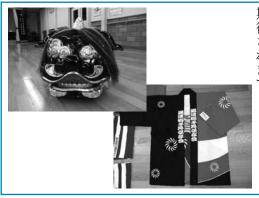
◆申告はお済みですか?

国保税の税額算定は、前年の所得に応じて計算することとなります。前年の申告がされていない場合には、所得の決定ができず、軽減措置を受けられなくなり税額が高くなる場合や、高額療養費の自己負担額が高くなるなどの不都合が生じる場合があります。

平成22年分の申告をしていない場合は、速やかに申告されますようお知らせします。

問い合わせ

市役所名寄庁舎1階 市民課国保高齢医療係 **(**01654③2111(内線3115・3118) 市役所風連庁舎1階 地域住民課市民係 **(**01655③2511(内線119)



健 ユ 玉 宝全 タ るの子回て 自の を 日治宝くじた 積保に行われる発 テ財 7 受ける イ源 発 事参会整れて普 活 展 所参加と 研究の各 が普及広 層業 動 寸 を を促 法 図 人 自· 及セ ミの 頭 進住民会を表して、 カ 地種イ り はより る す。 報 イ 治 堀 り域イり、 を 直と テ組内ベ 東助総川 t 0 がイみにン風 的もそコ業業が 等成合良

助

成事